

保 存 版

緑丘自主防災会規約

防 災 計 画

令和元年 9 月

改 訂 版

緑 丘 自 主 防 災 会

は じ め に

元号も、5月から令和に変わりましたが、日本経済は、大きな変化とともにめまぐるしい発展をとげ、上尾市民を取り巻く環境も都市機能の集中化及び高度成長化が進み、加えて少子高齢化が進み新たに多くの問題が起こるようになってきました。

しかし、現代社会の都市生活は、多様な要求を満たしているが、地震災害・風水害等の自然災害等に対しては、地域のもつ都市機能の脆弱さを呈し、地域災害の危険性は増大し、質的にも変化拡大しつつある状況下にあります。

私たちの住む緑丘町内会においても、近年少子高齢化、都市開発等が進み、近隣のお付き合い等の人間関係においても、考え方・年齢差・習慣等の違いから隣保共助体制が希薄になっているのも事実です。また、緑丘町内会には、公設の消防団が無く消防団員が一人も居ないことを認識し、災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減策を最優先事項として、取り組んで戴きたくお願い申し上げます。

“災害は、忘れたころにやってくる”と言う諺がありますが、平成31年2月26日に政府の地震調査委員会が公表した、青森県東方沖から千葉県房総沖の日本海溝で、将来30年以内にM8級（震度6弱）の巨大地震が起こる確率は、80%~90%以上の可能性があるとしております。

地震や風水害が起きたら、すぐに避難することだけを考えるのではなく、災害から貴重な生命、財産を守るために、各々の家庭が迅速的確な対応をとることと、近隣住民との隣保共助体制の確立、上尾市、消防署、警察署等々の行政機関と一体になって防災体制を早急に確立しなければなりません。

緑丘町内会や上尾市が行う防災訓練をはじめ防災活動への積極的な参加を通じ、より一層自主防災会に対する認識とご理解を深めて戴きたいと想っております。

緑丘町内会自主防災会は、緑丘町内会会員全員が自主防災会会員で構成され、毎年第1回班長会議で「災害活動組織編成員の指定について」で更新させて戴いておりますが、会員全員が自主防災会会員なので「組織編成員の指定」に捉われず、有事の際には、皆様の自主防災活動に幾久しいご協力を戴きたく重ねてお願い申し上げます。最後になりますが、「緑丘自主防災会設立経緯」について触れさせて戴きます。

※ 緑丘自主防災会設立経緯

私たちの住む緑丘町内会は、町内会員の諸先輩のご尽力により犯罪や火災・災害等の少ない街として、他の自治会に誇れる町内会として歩んで参りました。

近年、他の都道府県の行政区では、地震や風水害の自然災害・大規模火災等々の想定外の災害が発生しており、大地震等が発生した場合、上尾市、消防署、警察署等々の防災機関が連携して防災活動を行うのが原則ですが、同時に多くの災害が発生すると、道路の損壊・断水等も重なり、防災機関による防災活動は十分に果たせなく、災害の軽減を図るため、災害発生初期における地域住民の防災活動が極めて重要です。

上尾市では、平成4年6月1日上尾市長決裁で、「災害に強い街づくり」の一環として、自主防災組織の設立を促進し、「自分たちの街は自分たちで守る」という防災意識の啓発と災害時における上尾市と地域住民の協力体制を図る目的に、上尾市自主防災組織育成指導要領が公布され、平成4年6月19日に戸塚団地自主防災会が第1号として誕生しました。

緑丘自主防災会は、昭和27年に緑丘町内会が設立され、創立50周年の記念事業として、平成12年9月13日の役員会の席上、森久会長から提案され、翌年の平成13年4月15日の第49回定期総会で審議承認され、平成13年8月1日に「緑丘自主防災会」を設立、上尾市では80番目の設立でした。令和元年5月1日現在、上尾市内には、115の自主防災会（115番目はエージオタウン・平成27年4月1日設立）が設立されております。

令和元年9月1日

緑丘町内会長（緑丘自主防災会会長） 武 藤 明 夫

緑丘自主防災会規約・防災計画 < 目 次 >

○ 緑丘自主防災会規約（平成 13 年 8 月 1 日実施）	1
--------------------------------	---

○ 緑丘自主防災会防災計画（平成 13 年 8 月 1 日実施）	3
----------------------------------	---

第一章 総 則	3
第二章 平常時の活動対策	3
第三章 災害発生時の活動対策	4
第四章 災害復旧計画	6
別表 1 平常時の防災業務推進体制・任務担当表	7
別表 2 防災資機材保有状況一覧表	8
別表 3 災害時協力依頼先状況	9
別表 4 災害本部・支部活動拠点設営場所等	10
別表 5 避難場所等所在	11
様式 1 災害活動組織編成員の指定・任務表（本部）	12
様式 2-1 災害活動組織編成員の指定・任務表（第 1 支部）	13
様式 2-2 災害活動組織編成員の指定・任務表（第 2 支部）	15
様式 2-3 災害活動組織編成員の指定・任務表（第 3 支部）	18
様式 2-4 災害活動組織編成員の指定・任務表（第 4 支部）	20
別図 2 緑丘自主防災会災害活動組織編成図	22
別図 1 地域内防災関係状況図	23

緑 丘 自 主 防 災 会 規 約

(名 称)

第1条 この会は、緑丘自主防災会（以下「本会」）という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等による災害の防止（災害予防）に関すること。
- (3) 地震等の発生時における初期消火、救出救護、給食給水などの応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災資機材、非常用備品等の備蓄、保守管理に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、緑丘町内会にある全世帯および事業所をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副 会 長 | 4 人 |
| (3) 幹 事 | 6 人 |
| (4) 会 計 | 1 人 |
| (5) 会計監査 | 2 人 |

2 役員は、幹事会において会員の中から選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することが出来る。

(役員の任務)

第7条 会長は本会を代表し、会務全般を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、幹事会の構成員となり会務の運営にあたる。

4 会計は 会の出納に関する事務を行う。

5 会計監査は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、幹事会を置く。

幹事会は、会長、副会長、幹事、会計および会長が特に指名した者をもって構成する。

2 幹事会は、年度初めに会長が招集して開催する。

なお、必要がある場合はその都度開催することができる。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成および改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) その他特に必要と認めたこと。

4 会長は、幹事会において決定した重要事項については、全会員に周知するものとする。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における災害活動組織の編成および任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における、情報収集・伝達、出火防止・初期消火、救出救護、避難誘導および給食給水に関すること。

(5) その他必要な事項

(経 費)

第10条 本会の経費は、緑丘町内会補助金、上尾市自主防災活動補助金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回行う、ただし、必要がある場合は臨時に行うことができる。

2 会計監査は、会計の監査結果を幹事会に報告するものとする。

付 則 この規約は、平成13年8月1日実施する。

平成22年4月24日 第6条1項3号を改正、同年5月1日より実施

平成26年5月1日、第6条第1項を改正、同年5月1日より実施

緑丘自主防災会防災計画

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、緑丘自主防災会規約第9条に基づき、平常時における活動要領および災害発生時における災害活動組織の編成、災害活動要領等を定め、会の運営の適正を図る。

(防災業務推進体制)

第2条 会長は、平常時における防災業務を推進するため、会員の中から別表1による任務担当者を指定するものとする。

2 各種防災活動を行うにあたり、区域内の各関係団体等に対して積極的に協力を求めるものとする。

(防災資機材の保守管理等)

第3条 防災資機材の収納場所は、上尾市東保健センター敷地内防災倉庫及び旧公民館とする。

2 保有する防災資機材は、別表2のとおりである。

3 毎月、定期点検日を指定し、全資機材の点検を行うものとする。

(業者等への協力依頼)

第4条 任務担当者は、災害発生時に必要とする物資および仮避難所として使用する建物について、事前に関係者に協力を依頼し、必要が生じたときは迅速に調達できる体制を整えておくものとする。

2 業者等への協力依頼状況は別表3のとおりである。

第二章 平常時の活動対策

(防災意識の普及)

第5条 防災意識の高揚を図るため、必要に応じて次により普及活動を行う。

(1) 普及事項

ア 防災組織および防災計画について

イ 地震、火災等の知識について

ウ 家庭内における防災上の留意事項について

エ その他必要とすること。

(2) 普及の方法

ア チラシ、パンフレット、ポスター等を作成し配布、掲示する。

イ 座談会、講演会等を開催する。

(防災訓練)

第6条 突発的な災害に迅速に対応出来るよう、次により防災訓練を行う。

(1) 訓練種別

本部・支部運営訓練、情報収集訓練、消火訓練、救出救護訓練、避

誘導訓練、給食給水訓練および防災資機材取り扱い訓練

(2) 訓練の実施要領、時期

原則として防災週間中または町内会の行事等に合わせて行うものとし、
任務担当者の樹立する計画に基づき行う。

2 防災訓練を行うときは、上尾市長（消防署経由）に届け出るものとする。

3 防災訓練参加者が、訓練実施中に負傷等を負った場合は、「上尾市防火防災訓練
災害補償規則」による補償手続きを行う。（窓口は消防署）

（地域内の実態把握）

第7条 防災活動上必要とする次の事項について、別図1により定期的にその実態を確認する。

(1) 防火水槽および井戸の所在

(2) 一時避難場所等の状況

(3) その他必要事項

第三章 災害発生時の活動対策

（災害活動組織の編成）

第8条 災害発生時の活動編成は別図2のとおりとし、本部の下に各丁目を単位とする
支部を設け、各支部の下に情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、及び給食
給水班を設ける。

2 本部には本部長および本部員をおく、本部長には会長があたるものとし、本部長に事故あるときは原則として先任順に従い支部長があたる。

本部員の指定は、会員の中から本部長が行う。

3 各支部には支部長、副支部長および支部員をおく。支部長には各副会長があたるものとし、支部長に事故あるときは副支部長があたる。

副支部長および支部員の指定は、各支部区域内の会員の中から当該支部長が行う。

4 各班には班長、副班長および班員をおく。

各班の班長、副班長および班員の指定は、次の者の中から当該支部長が行う。

(1) 町内会各班から「複数年継続して活動出来る」として選出された者

(2) 会員の中で、自発的に申し出があった者

(3) 町内会関係団体所属会員で申し出があった者

5 災害活動組織編成員の任務、指定経過等については、別記様式1および2
により記録しておく。

（災害活動拠点の設営等）

第9条 震度5強以上の地震が発生したときは、自動的に活動を開始する。ただし、これ以下のときや、台風等により区域内に相当の被害が発生した場合は、本部長の指示により活動を開始する。

2 防災本部および各支部の活動拠点は別表4のとおりとする。

(大地震発生時の集合・服装等)

第10条 災害活動組織編成員は、震度5強以上の地震が発生したときは、次により指定された拠点に集合する。

- (1) 自宅の被害状況を確認し、家族および建物等の安全措置を講じた後に出発する。
- (2) 服装は活動しやすいものとし、長袖、長ズボン、帽子（ヘルメット）を着用する。
- (3) 情報班員は、当該域内の被害状況等を確認しながら集合する。

(本部の活動要領)

第11条 速やかに防災本部を設営し、担当者が主体となり次の活動を行う。

- (1) 各支部区域ごとの災害発生状況、被害程度等の確認
- (2) 防災資機材の確保
- (3) 災害多発支部等への災害活動支援
- (4) 災害時協力依頼者への協力依頼
- (5) 行政機関への要請、連絡等
- (6) 避難対策の決定、避難者の受け入れ準備
- (7) その他必要な事項

(支部の活動要領)

第12条 速やかに支部活動拠点を設営し、次の活動を行う。

- (1) 組織員の集合状況の確認および班編成（暫定編成）
- (2) 防災資機材の確保
- (3) 区域内の災害発生状況、被害程度等の確認および本部への報告
- (4) 災害発生に対する当該班への出動命令
- (5) その他必要な事項

(情報班の活動要領)

第13条 情報班の活動は次による。

- (1) 自転車または徒歩により担当区域内的の被害状況等を確認する。
- (2) 防災行政無線の放送を聴取し、支部長に報告する。
- (3) 支部長の指示により区域内を巡回し、次の被害状況等を把握する。
 - ア 火災、けが人、要救助者等の発生状況
 - イ 災害弱者の安否等
 - ウ 道路の破壊、建物の倒壊等により、通行不能な道路の状況
 - エ 断水、水損および停電の有無
 - オ ガス漏れ、油等の流出の有無およびその他の特異事項
- (4) 上尾市または防災本部からの指示、命令事項を巡回広報する。

(消火班の活動要領)

第 14 条 消火班の活動は次による。

- (1) 火災発生時は消火器、消火バケツ等により初期消火を行う。
- (2) 区域内を巡回し、出火防止の呼びかけを行う。
- (3) 消防職員の消火活動の補助に当たる。

(救出救護班の活動要領)

第 15 条 救出救護班の活動は次による。

- (1) 倒壊物等により救出を要する者の救出活動を行う。
- (2) 危険な場所にいる自力歩行困難者等を、安全な場所に搬送する。
- (3) 負傷者に対する応急手当を行う。

(避難誘導班の活動要領)

第 16 条 避難誘導班の活動は次による。(避難場所等については、別表 5 による)

- (1) 小規模な火災等による一時的な避難は、「**一時避難場所**(旧身近な空地)」に誘導する。
- (2) 地震・洪水等による避難は、「**指定緊急避難場所**【大規模火災・地震・洪水】」に誘導する。
- (3) 大規模な火災等による避難は、比較的安全な避難経路を選定し、「**指定緊急避難場所**【大規模火災】」に誘導する。

なお、各支部の避難誘導班は、相互に連絡をとり合い**指定緊急避難場所等**において合流できるよう配意する。

- (4) 避難者の無謀な行為を制止し、パニック防止に努める。
- (5) 仮宿泊所を要する者があるときは、防災本部の指示による。

(給食給水班の活動要領)

第 17 条 給食給水班の活動は次による。

- (1) 断水時は、市の給水タンク車からの給水を受けて、必要とする所へ給水する。
- (2) 災害時協力依頼の井戸から汲み上げて給水する。
- (3) 避難所等において、市からの給食、給水その他の物品を受け取り、罹災者に配布する。
- (4) 防災本部または支部からの指示により、炊き出し等を行う。

第四章 災害復旧計画

(罹災者等に対する復旧支援)

第 18 条 本部長は復旧作業等到大勢の人力を要する罹災者がある場合は、災害活動組織編成員に対し協力要請を行い、復旧支援体制を整えるものとする。

付 則 この計画は、平成 13 年 10 月 1 日から運用する。

平成 20 年 10 月 1 日、第 8 条第 4 項、第 5 項を改定する。

令和元年 6 月 1 日、第 3 条第 1 項、第 3 項及び**第 16 条の(1)(2)(3)**を改定する。

平常時の防災業務推進体制・任務担当表

業 務 推 進 体 制				任 務 概 要
担 当 者			任 務 項 目	
会 <				

防 災 資 機 材 保 有 状 況 一 覧 表

令和元年5月現在

区 分		品 名	摘 要
本 部 用		ヘルメット (22) 災害情報記録セット (1) 毛 布 (1) リ ャ カ ー (1) テント (大) 横幕付 (2) 消 火 器 (2) 担 架 (1) 防 水 シ ー ト (1) ス コ ッ プ (1) バ ー ル ・ 大 (1) ト ラ メ ガ (1) 発電機【ガソリン】 (1) 発電機【LPG ガス】 (1) 投 光 器 (2) 燃 料 携 行 缶 (1) コ ー ド リ ー ル (2) 電 気 チ ェ ン ソ ー (1) 救 急 箱 ・ 大 (1) ト ラ メ ガ ・ 大 (1) 折 り た た み 机 (1) 救出救助用資機材セット (1) 簡易ガスバーナー (1) 簡易ガスコンロ (1) ノ コ ギ リ (1) セフティコーン (4) コ ー ン バ ー (2) トランシーバー (1) ク ー ラ ー ボ ッ ク ス (3) 軍 手 (360)	
	個 人 装 備 品	ヘルメット (167) 腕 章 (20) 皮 手 袋 (20) 軍 手 (20)	
	支 部 拠 点 用	資 材 運 搬 車 (4) 資 材 収 納 籠 (4) 携 帯 用 ラ イ ト (8) 防 水 シ ー ト (4) 災害情報記録セット (4) ア ル ミ マ ッ ト (4) 簡 易 ト イ レ (4) 簡易トイレ用テント (4)	
	情 報 班 用	ハ ン ド マ イ ク (4) トランシーバー (4)	
	消 火 班 用	消 火 器 (34) 消 火 バ ケ ツ (16) 小 網 (4)	
	救 出 救 護 班 用	担 架 (4) ス コ ッ プ (4) シ ャ ベ ル (4) ノ コ ギ リ (4) か け や ・ 大 (4) 金 て こ ・ バ ー ル (1) ト ラ ロ ー プ (4) 毛 布 (4) 救 急 箱 (4)	
	避 難 誘 導 班 用	誘 導 用 赤 色 ラ イ ト (4)	
	給 食 給 水 班 用	か ま ど (4) ガ ス コ ン ロ (2) 大 鍋 (4) 俎 板 (6) 包 丁 (6) ト レ ー (8) 杓 文 字 (15) 水 切 籠 (20) ボ ー ル (10) 菜 箸 (5) 簡 易 ガ ス コ ン ロ (4) その他、給食給水に必要な割箸、発泡スチロール製カップ・スプーン等200～300人分の消耗品がありますが、計画的な備蓄ではなく文化祭の炊出し訓練等での残量です。	

別 表 3

災 害 時 協 力 依 頼 先 状 況

令和元年6月現在

品 名	細 目	数 量	依頼先の所在・名称	電話番号
食 料 品	米		PAPAジョッピンガアヴェニュー TOPストア・須田商店 緑丘3-11-2	048-778-0863 048-775-5211
	麺 類		PAPAジョッピンガアヴェニュー TOPストア・須田商店 緑丘3-11-2	048-778-0863 048-775-5211
	調 味 料		PAPAジョッピンガアヴェニュー TOPストア・須田商店 緑丘3-11-2	048-778-0863 048-775-5211
	パ ン 類			
燃 料	プロパンガス		(有) 道 地 屋 本町3-5-13	048-771-2640
	ガ ソ リ ン		日米礦油(株) 東京支店 緑丘1-10-15	048-775-4664
水	飲 料 水		PAPAジョッピンガアヴェニュー TOPストア・須田商店 緑丘3-11-2	048-778-1211 048-775-5211
	井 戸 水			
災害活動器具類	大型ジャッキ		上尾オート 緑丘1-5-2	048-775-3666
			タイヤガーデン上尾中央 緑丘2-12-20	048-775-7555
			(有) 甘楽モータースコバック 緑丘3-2-3	048-771-4050
			埼玉トヨペット(株) U-C a r ランド 緑丘4-3-6	048-773-8051
	車両積載ジャッキ		倒壊家屋等の近隣から車両所有者の承諾を得て借用する。	
仮 避 難 所	建 物		緑丘公民館 緑丘2-2-25	
			上尾東保健センター 緑丘2-1-27	048-774-2661
	布団・毛布			
そ の 他	乾電池・電灯等		PAPAジョッピンガアヴェニュー TOPストア 緑丘3-11-2	048-778-1211
	傷薬等薬品類		スギ薬局北上尾店 緑丘3-4-27	048-778-7605

防災本部・支部活動拠点設営場所等

拠点区分	所 在・名 称	連 絡 手 段	設 営
防災本部	緑丘2-2-25 緑 丘 公 民 館	○ 口頭による伝達	1 本部の設営 2 被害状況記録の準備 3 防災資機材の確保 4 仮避難所の設営
第1支部	緑丘2-12 緑 丘 広 場	○ 口頭による伝達	1 支部指揮所の設営 2 防災資機材の確保 3 被害状況記録の準備
第2支部	緑丘2-12 緑 丘 広 場	○ 口頭による伝達	1 支部指揮所の設営 2 防災資機材の確保 3 被害状況記録の準備
第3支部	緑丘3-1 旧ふれあいの森	○ 口頭による伝達	1 支部指揮所の設営 2 防災資機材の確保 3 被害状況記録の準備
第4支部	上平中央1-3 やま の 下 公 園 (指定緊急避難場所)	○ 口頭による伝達	1 支部指揮所の設営 2 防災資機材の確保 3 被害状況記録の準備

区分	一時避難場所 (身近な空地)	指定緊急避難場所 【地震・洪水】	指定緊急避難場所 【大規模火災】	指定避難所 (旧避難所・拠点避難所)	福祉避難所
区域内	(会)緑丘2丁目 緑丘広場 (会)緑丘3丁目 旧ふれあいの森 ※ その他各支部で指定した空地等	(会)緑丘公民館 緑丘2丁目	(市)やまの下公園 上平中央2丁目		(市)上尾市東保健センター 緑丘2丁目
区域外	(会)緑丘5丁目 ふれあいの森	(市)緑丘公園 緑丘5丁目 (市)上平公園【大規模火災含(旧広域避難場所)】 (市)平塚公園【大規模火災含(旧広域避難場所)】		(市)中央小学校 上町1-1-5 (市)芝川小学校 上平中央1-8-1 (旧拠点避難所) (市)東中学校 上尾村479	

※ 平成26年度改訂版までは、避難場所等の区分が左より、「身近な空地」「一時避難場所」「避難所」「拠点避難所」「広域避難場所」の順でしたが、平成28年3月に上尾市ハザードマップが改定され、上記のような区分になり、従来は広域避難場所が最上位の避難場所であったが、現在では指定避難所(福祉避難所)が最上位の避難場所になりますので誤りの無いようにして下さい。なお、平成27年3月策定の上尾市地域防災計画及び平成28年3月に改定された上尾市ハザードマップとの整合性を図るため改定し、避難場所の詳細については、下記の備考欄を参照して下さい。

(注) 表中、(市)は上尾市地域防災計画で指定、(会)は緑丘自主防災会防災計画で指定したことを示す。

備考

1 一時避難場所(身近な空地)

一時的に危険を避けるため避難する、身近にある空地等を言う。

2 避難所

罹災者の安全を確認するための一時的な緊急避難場所①②、及び食料等の供給が出来る避難施設として指定した指定避難所③・福祉避難所④を言う。

① 指定緊急避難場所【地震・洪水】(旧一時避難場所)

地震や洪水など、指定避難所へ避難する前の災害状況や安全確認するための場所、地域住民等の集合・待機場所としての役割もあります。上尾市107か所(やまの下公園 上平中央1-3)

② 指定緊急避難場所【大規模火災】(旧広域避難場所)

大規模な延焼火災から避難し、安全を確保する場所を言う。上尾市6か所(上平公園)

③ 指定避難所 (旧避難所及び旧拠点避難所)

罹災者の受け入れ、食料の供給が出来、かつ、応急救護所を設置する避難施設として指定した小・中学校など42か所を言う。

④ 福祉避難所

福祉避難所は高齢者や障害者など指定避難所での生活が難しい方のために、開設する施設、平常時は、老人福祉施設や障害者支援施設として稼働しており、上尾市と協定を締結しておりますが、災害発生後すぐに開設される避難所ではないので、まずは、身近な指定避難所に避難してください。

上尾市15か所(上尾市東保健センター 緑丘2-1-17)

災害活動組織編成員の指定・任務表（本 部）

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
本 部 長	武藤 昭夫	緑丘 4－3－1 8	令和元年 5 月 1 日	町内会会長
情 報 担 当	中根 三郎	緑丘 3－6－1 3	令和元年 5 月 1 日	町内会総務
	宮澤 武史	緑丘 2－1－1 0	令和元年 5 月 1 日	町内会総務
	杉枝 祐司	緑丘 2－5－1 6	令和元年 5 月 1 日	町内会総務
活動支援隊	大澤 隆	緑丘 1－1－4 6	令和元年 5 月 1 日	町内会環境部長
	小暮 俊男	緑丘 1－7－2 4	令和元年 5 月 1 日	町内会青年部長
	高橋 和美	緑丘 3－7－1 0	令和元年 5 月 1 日	町内会福祉部長
物資調達担当	小林 秀雄	緑丘 2－2－1 8	令和元年 5 月 1 日	町内会会計部長
	廣瀬 美奈	緑丘 1－1 4－3－1 8	令和元年 5 月 1 日	町内会子ども会育成会長
避難所担当	小川 明雄	緑丘 1－1 4－8	令和元年 5 月 1 日	町内会公民館管理部長

災害活動組織編成員の指定・任務表（第1支部）

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
支 部 長	佐竹 忠	緑丘1-8-11	令和元年5月1日	町内会1丁目副会長
副支部長	新井 秀明	緑丘1-3-2	令和元年5月1日	町内会1丁目地区環境
支 部 員	山田 忠	緑丘1-2-22	令和元年5月1日	町内会1丁目地区会計
	細野紀江子	緑丘1-2-29	令和元年5月1日	町内会1丁目民生委員
	樋口留美子	緑丘1-2-19	令和元年5月1日	元町内会1丁目民生委員
	河原塚富江	緑丘1-7-30	令和元年5月1日	元町内会1丁目民生委員
	細野 芳治	緑丘1-8-11	令和元年5月1日	
	上條 みか	緑丘1-11-22	令和元年5月1日	元町内会子ども会育成会長
情報班長				
情報副班長				
情報班員				
消火班長				
消火副班長				
消火班員				

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
救出救護班長				
救出救護副班長				
救出救護班員				
避難誘導班長				
避難誘導副班長				
避難誘導班員				
給食給水班長				
給食給水副班長				
給食給水班員				

災害活動組織編成員の指定・任務表（第2支部）

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
支 部 長	森山 進夫	緑丘2-2-16	令和元年5月1日	町内会2丁目副会長
副支部長	加藤 哲夫	緑丘2-2-12	令和元年5月1日	町内会2丁目地区環境
支 部 員	遠藤 正	緑丘2-1-14	令和元年5月1日	町内会2丁目地区会計
	正願地悦子	緑丘2-11-9	令和元年5月1日	町内会2丁目民生委員
	大塚 智子	緑丘2-5-27	令和元年5月1日	町内会2丁目民生委員
	後藤 輝雄	緑丘2-710	令和元年5月1日	元町内会2丁目副会長
情報班長				
情報副班長				
情報班員				
消火班長				
消火副班長				
消火班員				

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
救出救護班長				
救出救護副班長				
救出救護班員				
避難誘導班長				
避難誘導副班長				
避難誘導班員				
給食給水班長				
給食給水副班長				
給食給水班員				

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
避難誘導班長				
避難誘導副班長				
避難誘導班員				
給食給水班長				
給食給水副班長				
給食給水班員				

災害活動組織編成員の指定・任務表（第3支部）

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
支 部 長	加賀谷孝一	緑丘3-7-10	令和元年5月1日	町内会3丁目副会長
副支部長	小山 等	緑丘3-7-10	令和元年5月1日	町内会3丁目地区環境
支 部 員	吉田 修	緑丘3-6-29	令和元年5月1日	町内会3丁目地区会計
	石川 晴夫	緑丘3-6-29	令和元年5月1日	町内会会計監査 元町内会会計部長
	相澤 洋	緑丘3-2-11	令和元年5月1日	元町内会3丁目地区会計
	玉川 照夫	緑丘3-6-13	令和元年5月1日	元町内会3丁目地区会計
	照井さよ子	緑丘3-1-7	令和元年5月1日	元町内会子ども会育成会長
情報班長				
情報副班長				
情報班員				
消火班長				
消火副班長				
消火班員				

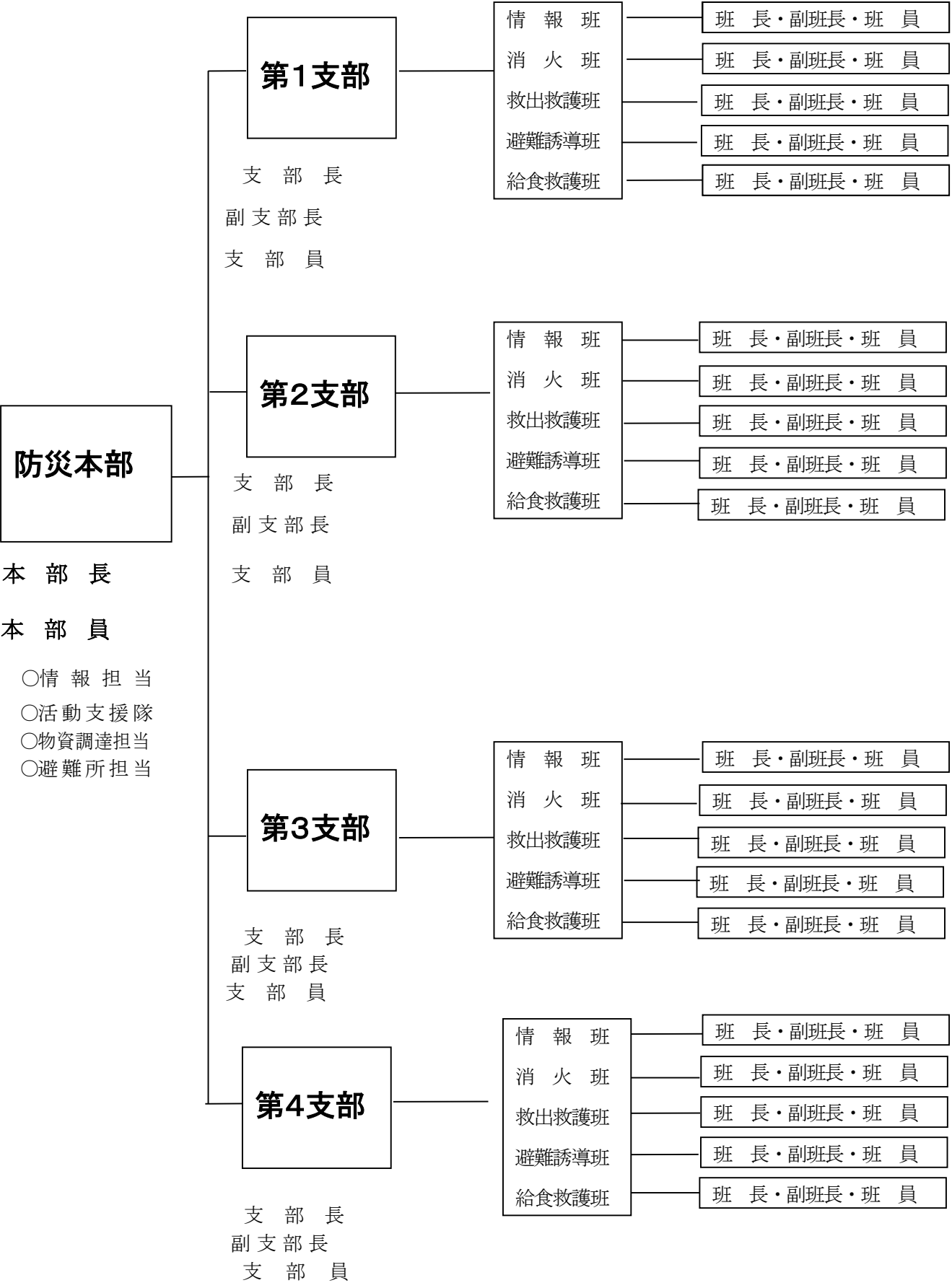
任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
救出救護班長				
救出救護副班長				
救出救護班員				
避難誘導班長				
避難誘導副班長				
避難誘導班員				
給食給水班長				
給食給水副班長				
給食給水班員				

災害活動組織編成員の指定・任務表（第4支部）

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
支 部 長	島田 敏宏	緑丘4-7-13	令和元年5月1日	町内会3丁目副会長
副支部長	倉林 一夫	上平中央1-6-3	令和元年5月1日	町内会3丁目地区会計
支 部 員	清水 克美	緑丘4-5-2	令和元年5月1日	町内会4丁目地区環境
	森 健治	緑丘4-9-19	令和元年5月1日	町内会会計監査 元町内会会長
	小野塚 清	緑丘4-13-14	令和元年5月1日	元町内会4丁目副会長
	武藤 晶子	緑丘4-3-18	令和元年5月1日	町内会4丁目民生委員
	森井 誠一	緑丘4-7-9	令和元年5月1日	元町内会3丁目地区会計
	渡辺さおり	緑丘4-4-2	令和元年5月1日	元町内会子ども会育成会長
情報班長				
情報副班長				
情報班員				
消火班長				
消火副班長				
消火班員				

任 務	氏 名	住 所	指定年月	適 要
救出救護班長				
救出救護副班長				
救出救護班員				
避難誘導班長				
避難誘導副班長				
避難誘導班員				
給食給水班長				
給食給水副班長				
給食給水班員				

緑丘自主防災会災害活動組織編成図



至桶川駅

久保

至熊谷

上平中央一丁目

芝川小学校

やまの下公園

指緊支

倉林

真田歯

島

緑丘5丁目

緑丘4丁目

緑丘3丁目

PAPAショッピングセンター

島村工業

洋服の青

GS

北上尾駅

原新町

原新

ローソン

中仙道

旧ふれあいの貯

加賀谷

安楽亭

あおい

うなよし

稲荷神

小廣瀬

小暮

佐竹

緑丘1丁目

緑丘2丁目

緑丘3丁目

大塚石材

杉枝

セブンイレブン

山

新

アベニール

緑丘団地

大澤

宮澤

福祉防

上尾東保健センター

遠藤

緑丘広場

支

NT

至上尾駅

上町

至大宮

凡例

本 防災本部

支 支部活動拠点

避 一時避難場所

指 指定緊急避難場所

福 福祉避難所

貯 防火水槽

非 非常用井戸

防 防災資機材倉庫

消 消火栓

印 町内会役員